

公益社団法人日本サーフィン連盟
アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、本連盟定款第44条に基づく運営委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、サーフィン競技に関連するあらゆる事案について、本連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、理事会に具申するとともに、理事会の諮問に応じる。また、アスリートの育成並びにサーフィン競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(基本活動)

第3条 委員会は、前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) オリンピックムーブメントの推進活動に関する事
- (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) サーフィンの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 連盟主催事業に協力しサーフィンの普及発展に寄与すること
- (8) JOC アスリート委員会との連携に関する事
- (9) その他選手に関する事

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

委員 5名以内

(現役アスリート並びにアスリート経験者から男女各1名以上)

2 委員長及び委員は、理事会が選任する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員長または委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第8条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第9条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとするものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動に当たっては、本連盟で定める旅費、日当を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、令和4年10月23日から施行する。

(理事会承認 令和4年10月22日)

改定 令和6年9月11日 理事会承認